

次の(1)～(4)の文章を読み、下記の設問に答えよ。

(25点)

- (1) 1352年、足利尊氏が弟足利直義の追討のため鎌倉に下っている間に、畿内では南朝方が勢力を盛り返し、北畠親房率いる南朝軍が足利義詮軍を撃破して入京した。義詮は近江で態勢を立て直したのちに京都を回復し、同年7月、幕府は半済令を発布した。
- (2) 1368年に発布された半済令は「寺社本所領の事」と題し、天皇家領・寺社一円領（寺社が直接支配する荘園）・摂関家領などへの半済除外を規定し、それ以外の本所領については半済実施を認めている。
- (3) 1486年、山城の国一揆は、母体となる山城国南部の3郡に半済を実施した。その際には月行事から各惣村に通達が出され、集められた費用は国一揆の財政の一部に充てられている。
- (4) 1504年、細川氏の被官薬師寺氏が謀叛を起こすと、その追討に当たった細川氏の被官香西氏は京都周辺の村々に半済を約束して軍事動員をかけ、勝利を取めた。これ以後、細川氏などが京都周辺の惣村に軍事動員をかけると、惣村の側から半済要求がいく度となく出されるようになった。

#### 設 問

- A 半済令は当初、近江・美濃・尾張3国を対象に1年に限り、荘園・公領の年貢の半分を兵糧米として徴収する権利を守護に与えるものであった。当初の半済令の目的と、その後の14世紀における内容の変化について、120字以内で説明せよ。(15点)
- B 15世紀後半から16世紀初頭にかけての畿内周辺においては、半済の実施をめぐりどのような事態が生じていたか、60字以内で説明せよ。(10点)